

京都司教区専用の結婚関係の書式について

1993年中央協議会から発行された「日本カトリック司教協議会公認カトリック教会公用書式集」に加えて、京都司教区では、独自の「結婚」に関する以下の様式を使用しています。結婚に関しては、上記の「公用書式集」には、「実際の使用にあたって」がありますので先ずそれをよくお読み下さい。

京都司教区専用の書式の使用説明をいたします。(改訂2003年5月)

京 都 司 教 区 専 用 書 式

③

婚姻教会法上の方式免除の許可書

婚姻の「教会法上の方式」(Forma canonica)とは、カトリック教会で行われる結婚式で、「司祭の立会い」と、「2人の証人の臨席」のもとで挙式することを指します。

この「教会法上の方式」で挙式できないケースは、主に以下の場合です。

- (1) カトリック信徒でない結婚当事者の宗教、地域の慣習、家族の心情などで、教会での式ではなく、神道や仏式、または他の形式で、結婚式が行われる場合。
- (2) 混宗婚の結婚式が、カトリック以外のキリスト教の形式で行われる場合。

「教会法上の方式」の『免除』は、地区裁治権者固有の権限です。また「公用書式集」には、このための書式はありません。

したがって、京都司教区では、「京都司教区専用書式③ 婚姻教会法上の方式免除の許可書」を使用してください。書式に記入し、教区本部に提出してください。内容確認の上、司教が署名をして、返送します。